

「茅ヶ崎市建築基準条例（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成22年8月3日（火）～ 平成22年9月2日（木）
- 2 ご意見の件数 26件
- 3 ご意見提出者数 12人
- 4 内容別のご意見件数

項 目	
◇ 制定の背景・目的についてのご意見	0件
◇ 制定に向けた基本的考え方についてのご意見	0件
◇ 条例（素案）の構成についてのご意見	2件
◇ 新設・見直しの主な内容についてのご意見	
① 地盤面の算定方法等	4件
② 市街化調整区域の日影	4件
③ 特殊建築物の避難施設	1件
④ 位置指定道路に関する基準	1件
⑤ 大規模な建築物の敷地と道路との関係	1件
⑥ 昇降機に関する基準	0件
⑦ 興行場の客席	0件
⑧ 自動車車庫・自動車修理工場の出口	0件
⑨ 一人専用区画された「たな状寝所」	0件
⑩ 法第2条第9号の2口に規定する防火設備	0件
⑪ 避難安全検証法により検証された建築物の適用除外	0件
◇ 条例制定にあわせた規則の改正についてのご意見	0件
◇ その他のご意見	
○ 都市計画・まちづくりに関するご意見	7件
○ パブリックコメントの実施に関するご意見	2件
○ 土地利用関連条例の説明会に関するご意見	4件
合 計	26件

5 修正を加えた項目

パブリックコメントにより修正を加えた項目はありませんでした。

茅ヶ崎市 都市部 建築指導課 指導担当
電話 0467-82-1111(代表) 内線2512

(ご意見及び市の考え方)

◇ 条例(素案)の構成についてのご意見 (2件)

(ご意見No.1)

条例制定の旨には賛成です。

しかし、条例制定内容によっては環境悪化などの問題助長になりかねません。

今まで少なかった三階以上の建築物増加や狭い敷地面積の増加など住環境の悪化が予想されます。茅ヶ崎市景観計画や市での建物と敷地のアンケート調査等の内容を加味し各条例制定してください。

(市の考え方)

この条例により、環境の悪化や三階以上の建築物の増加、狭い敷地での建築行為が助長される事は考えにくいと思われませんが、今後においても関係各課と調整のうえ条例の制定に向け進めてまいります。

(ご意見No.2)

条例に罰則規定があるがこれをしっかりと適用し違法建築に対し厳重な指導をして頂きたい。

茅ヶ崎市内には建築確認申請を行っていない違法な増築住宅があるのを御存知でしょうか。ご存じでなければ、1つの事例としてお教えします。〇〇〇〇の〇〇邸が違法建築です。容積率オーバーの違法建築物がゆえに万が一火災が発生した際に被害が通常(適法住宅)以上に延焼した場合、市役所の不作為(違法と知っていながら改善させなかった行為)によって市民の財産や人命が失われることになり、市の責任は免れないでしょう。

(市の考え方)

違法建築に対しては、法の規定に則り適正かつ厳格に対処し、必要に応じて関係機関との連携による対応を実施してまいります。

なお、違法とされる建築物については、違法性の確認を行い、その状況により適正に対処いたします。

◇ 新設・見直しの主な内容についてのご意見

① 地盤面の算定方法 (4件)

(ご意見No.3)

内容を拝見しましたが概ね良いと思います。

特に高砂地区の旧市民プール近くでは、茅ヶ崎市の景観に影響を及ぼすマンシ

ョンが建築されて富士山が一部見えなくなっています。

景観は市民共有の財産でもあり、地盤面の算定方法の新設や景観を守るための地区を指定することは良いと考えます。

(ご意見No.4)

地盤面の算定方法等の新設は、現在建築中の「サザンビーチヒルズ(旧グランドホテル)」近辺で国道134線と海岸の段差を地下利用し景観を損ねる高層マンションを建てられる恐れもあり、望ましい条例新設と考えます。

(市の考え方)

頂いたご意見を参考にしながら、条例の制定に向け進めてまいります。

また、景観計画や景観条例に関するご意見につきましては、担当課に伝えまして、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

(ご意見No.5)

P7の地盤面の算定方法に関して何を基点として測られるのか、説明が理解し兼ねた。是非詳細を伺いたい。

(市の考え方)

この規定は、建築基準法第52条第5項の規定に基づく規定であり、建築基準法により地盤面の算定の方法が規定され、「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面」とされています。

この算定方法によると、地盤面を算定する敷地の高低差が3メートルを超える場合には、地盤面が複数発生し、容積率を算定する際に不算入となる地下室の部分をコントロールすることにより都市計画で定める容積率を実質的に超える建築物が計画されるおそれがあります。

こうしたことから、茅ヶ崎市が制定する条例では、建物と地面が接する最も低い位置より、3メートル以内の平均高さの1箇所のみを地盤面とすることにより、周辺環境と調和した建築物への誘導を目指すものです。

(参考)

○建築基準法(昭和25年5月24日 法律第201号)

(容積率)

第52条 (略)

4 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

5 地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、第三項の地盤面を別に定めることができる。

○建築基準法施行令(昭和25年11月16日 政令第338号)

(条例で地盤面を別に定める場合の基準)

第135条の15 法第五十二条第五項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

1 建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さ以上の高さに定めること。

- 2 周囲の地面と接する位置の高低差が三メートルを超える建築物については、その接する位置のうち最も低い位置からの高さが三メートルを超えない範囲内で定めること。
- 3 周囲の地面と接する位置の高低差が三メートル以下の建築物については、その接する位置の平均の高さを超えない範囲内で定めること。

(ご意見No.6)

p 7の「地盤面の算定方法等」に関して、東京高等裁判所判決（平成18年4月18日）であった「地下室マンションの建築確認取消し請求の棄却」のような事態に十分対応できるのでしょうか？

(市の考え方)

建築基準法は平成6年の改正により、容積率を算定する際、住宅地下室の床面積を建物全体の3分の1までを不算入とすることが出来るようになりました。この規定を巧みに利用し、地価の高騰する都市の低層住居専用地域において、斜面地を利用した「地上3階地下6階」といった地下室マンションが建設されるようになり、近隣住民とのトラブルが発生していました。

こうした、紛争の増加を受け、建築基準法は平成16年に改正され、住宅地下室の容積率緩和措置にかかる地盤面について地方公共団体が条例で定めることが可能となりました。茅ヶ崎市が制定する条例は、この改正を受け、規定するもので、まさに、ご指摘の事例のような事態を回避するため、「地下室マンション」の最大メリットである容積率算定の基礎となる延べ面積への不算入部分を抑制し、周辺地域と調和した建築物への誘導を目指すものです。

(参考)

○東京高等裁判所判決（平成18年4月18日）の概要

X：個人 Y：民間指定確認検査機関 Z：建築主の不動産業者

1 事実の概要

Zは平成14年7月に、Yに対し本事例建築物の確認申請を提出した。これに対しYは同年10月に建築確認済証を交付した。

Xは、本事例建築物の建築計画は、建築物の高さ規制や日影規制を逃れる目的で約7mの盛土を行い、地盤面を人工的に上昇させており、違法建築であると主張し、Yに対し建築確認処分の取り消しを求めた。

2 建築物の概要

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 用途地域 | 第1種低層住居専用地域 |
| (2) 建ぺい率 | 40% |
| (3) 容積率 | 80% |
| (4) 高さ制限 | 10m・第1種高度地区 |
| (5) 用途 | 共同住宅 |
| (6) 階数 | 地上3階 地下7階 |
| (7) 延べ面積 | 4794.56㎡（内地下の住宅部分面積 1513.92㎡） |

3 判決

一番は、次の判示により、建築確認処分の取り消しを命じた。

- (1) 建築主事は常に盛土後の地盤を所与のものとするれば、都市計画法による開発申請時に地盤を操作することが出来、建築基準法上の地盤面を基準とする高さ規制等は容易に潜脱される事になる。

- (2) 建築主事は、潜脱の目的で盛土が行われていると合理的に判断できる場合には、当該諸度が行われていないものとして地盤面の認定を行う義務がある。
- (3) 本件盛土は、本事例建築物の有効かつ合理的な利用という観点からすれば不自然、不合理であり、本件盛土は建築基準法上の規制を潜脱する目的のもであると認めるのが相当である。
- (4) Yは、本件盛土が建築基準法上の規制を潜脱する目的のもであると判断できたものと認められる。
- (5) 以上のとおり、本事例建築物の計画は、建築基準法上の規制に違反しているから、建築確認処分は取り消しを免れない。

二審は、次の判示により、一審判決を取り消した。

- (1) 平成17年11月本事例建築物の建築工事が完了し、同年12月に検査済証を交付した。
- (2) 建築確認は、これを受けなければ建築工事をすることが出来ないという法的効果を付与されているに過ぎないというべきであるから、当該工事が完了した場合には、建築確認の取り消しを求める訴えの利益は失われるものといわざるを得ない。
- (3) よって、Xの請求を容認した原判決は失当であるから、原判決を取り消して、Xの訴えをいずれも却下することとする。

② 市街化調整区域の日影（4件）

（ご意見No.7）

内容を拝見しましたが概ね良いと思います。

又市街化調整区域は市街化を抑制する区域となっているものの、開発の先手を打つために、市街化区域に準じた規制をすることに賛成です。

（市の考え方）

市街化を抑制する区域である市街化調整区域でも、一定のルールに基づく建築物の建築が可能であるため、市街化区域と同様の日影制限を定めることで、秩序あるまちづくりを進めてまいります。

（ご意見No.8）

P8の用途地域の指定のない区域～軒高7mを超える建築物又は3F以上の建築物に関して、それ以上の既存建物にはどう対処されるつもりか。

（市の考え方）

この条例による日影制限を既存の建築物に当てはめると制限値を超えてしまうものは、法第3条第2項の規定が適用され、法律や条例が施行又は適用する際に存在する建築物や工事中の建築物には、新たな法律や条例は適用されないこととなっております。よって、既存の建築物をそのままお使いになる場合には、この条例は適用されません。しかし、将来、建て替え等が発生した場合には、制限に沿った建築計画としていただく必要があります。

（参考）

○建築基準法（昭和25年5月24日 法律第201号）

（適用の除外）

第3条（略）

- 2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

(ご意見No.9)

p 8の「市街化調整区域の日影」は厳しい規定であり適切と思いますが、用途地域が指定されていない区域をなくす施策が必要と思います。

(市の考え方)

頂いたご意見を参考にしながら、条例の制定に向け進めてまいります。

なお、用途地域は、建物の使い方やボリュームを規制誘導することにより良好な都市環境の形成を目的とするもので、市街化を抑制する区域である市街化調整区域には、原則定めのないものとしております。

また、市街化区域と市街化調整区域の指定につきましては、人口や産業の動向等を踏まえて概ね5年ごとに見直しを行っておりますが、茅ヶ崎市における今後の人口や産業の動向、さらには目指すべきまちづくりの方向性を考慮すると、市内全域を市街化区域（用途地域が指定される区域）にすることは不可能であると考えます。

(ご意見No.10)

太陽光を利用した発電や給湯などは、今後ますます増えると思います。しかし高額な投資をしても隣に家屋ができ、日陰になることで大きな損失を招くことが起きると思います。このようなことがないように日陰規制を厳しいものにするべきだと思う。

(市の考え方)

日影の制限については、これまで規定のない市街化調整区域にその範囲を拡大し、市内全域を網羅した制限としました。

また、本年4月より、東海道本線以南の第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域の高度地区を15メートルから12メートルに変更するとともに、これまで規定のない用途地域においても、第一種から第四種までの高度地区を拡大指定しております。

このように、建築物の日影や高さに関しては、茅ヶ崎市の特性に応じたまちづくりの内容へと変更しながら、快適都市の実現に向け進めております。

③ 特殊建築物の避難施設 (1件)

(ご意見No.11)

p 9の「特殊建築物の避難施設」の適用用途で、幼稚園は学校の区分により適用規模が「すべて」となっていますが、児童福祉施設等に区分される保育所は「200平米以上」とされています。「200平米未満」の保育所もあると思いますが、問題や施設利用者から見た整合性はいかがでしょうか。

(市の考え方)

ご意見のとおり、幼稚園は学校に該当しすべてを適用範囲とし、保育園は児童福祉施設等に該当し200平方メートル以上を適用範囲としております。これは、建築基準法において、学校等の用途に該当する幼稚園は、二以上の直通階段や排煙設備、非常用照明などの避難関係規定が求められていないことから、小規模な建築物においても、避難性能を高めるため安全上の制限を附加するもので、安全性から見た整合性を図ったものであり、問題もないものと考えております。

④ 位置指定道路に関する基準 (1件)

(ご意見No.12)

位置指定道路に関する基準の隅切りに関する部分について条例による付加基準で、隅切りの底辺が3メートルと従来より規制が厳しくなっているが、位置指定道路として幅4メートルの道路が交わっている部分ですみ切り3メートルは必要性が乏しく、規制として不要と思われるし、厳しすぎる。

特に敷地面積の大きくない角地の住民にとっては、車庫の位置など死活問題である。

特に、現在の規則でセットバック及び底辺2メートルの隅切りが実施されている宅地の建て替えについては、適用条件から抹消していただきたい。本条件の抹消または、納得できる条件への変更をお願いします。

■本項目が不公平と考えられる理由

- 1) 全国的な従来の基準のセットバックや隅切りの基準は正当と考えられるが、それに比較して角地の所有者だけが、建て替え時等に新たな負担を背負うことになる。対して、セットバックによる幅員4メートル道路では所詮車の対向も容易ではなく、隅切りだけを厳しくする理由が見当たらない。
- 2) 角地の通行上の危険としては、宅地内の4メートル道路の交差点よりも大通りに出る際の角地のほうが、よっぽど危険であり、そちらを放置して住宅地内の狭い道路だけ規制を強化されるのは納得できない。
- 3) 建築基準法の適用外である建築をしない敷地、予定のない敷地等は、依然としてセットバック相当の道路負担もしておらず、道路部分が狭いままである。この部分は放置しておいて、建築する宅地だけ隅切りだけ厳しくするのは不公平に感じる。
- 4) 緊急車両の通行についても、現状の隅切り条件で他の都市と同等であり、緊急車両通行のための道路整備は必要と考えるが、建築基準法の条例で隅切りを強制するのは、不当であると考ええる。

■底辺3メートルを条例化する場合の適用条件への要望案 (いずれか)

- 1) 既にセットバック、底辺2メートル隅切りした宅地の建て替え時は適用除外してほしい。
- 2) 50坪以下の宅地など狭小宅地は適用除外してほしい。
- 3) 今後分譲する開発宅地等にのみ適用してほしい。

(市の考え方)

本規定は、現在道路としての位置づけのない土地について、道路法等によらず道路を築造しその沿線を建築物の敷地として利用する場合の道路(建築基準法第42条第1項第5号による道路:位置指定道路)の整備基準です。したがって、既に位置指定道路として指定されている道路について、建て替え等によりあらためてセットバックやすみ切りを設ける必要はありません。

なお、セットバックを必要とする敷地は、一定条件を満たした幅員4メートル未満の道路（建築基準法第42条第2項による道路：2項道路）です。建築基準法では、建築物の敷地は、原則として幅員4メートル以上の道路に接する必要がありますが、敷地に接する道路が幅員4メートル未満で2項道路に指定されている場合には、敷地をセットバックすることにより建築が可能となるものです。

⑤ 大規模な建築物の敷地と道路との関係 （1件）

（ご意見No.13）

茅ヶ崎市建築基準条例（大規模な建築物の敷地と道路との関係の項目において）道路面に6メートル以上接するようになっていますが、接する道路（公道）の幅に関しては規則はないのでしょうか？車の往来が、建設中はじめ、完成後も頻繁にあるので、最低でも6メートル以上の公道がなければ、建設できない様、規制すべきではないでしょうか？

（市の考え方）

道路に接する長さの規定のほか、一時に多数の人が集散する施設を対象として、その規模に応じた接道の幅員についても規定しております。

例えば、「大規模店舗及びマーケット」においては、1000平方メートルを超えるものについて原則6メートル以上の道路に接する必要があります、「興行場等」においては、200平方メートルを超えるものについて、原則5.4メートル以上の道路に接する必要があります。

また、「自動車車庫及び自動車修理工場」においては、自動車用の出口について、原則として幅員6メートル以上の道路に接することとしております。

◇ その他のご意見

○ 都市計画・まちづくりに関するご意見 （7件）

（ご意見No.14）

市街化調整区域の見直しをしてほしい、我が家は準工業地域だが、道を挟んで隣は第一種住居地域になっているが同じような住居地域である。なぜなのか今だに分かりませんが、条例には賛成します。

（市の考え方）

市街化区域と市街化調整区域の指定につきましては、人口や産業の動向等を踏まえて概ね5年ごとに見直しを行っております。

用途地域につきましても、土地利用の現況やまちづくりの方向性を考慮して指定・見直しを行っており、その基準は道路や鉄道などを境界とした一団の土地が対象となります。したがって、用途地域の指定時に工場などが立地し、現在においても存在している地域では、住宅の建ち並びが多くなっても工業系の用途地域が指定されている場合があります。

(ご意見No.15)

近頃の茅ヶ崎の緑が少なすぎると感じている。その原因として、現在の建ぺい率及び容積率が高すぎると思う。古家が1軒無くなった跡に、小さな新築住宅が6軒くらい建っている。当然、庭などわずかしかとれず、以前と比較して緑がどんどん減少している。

地球温暖化対策として、我々人類は緑をどんどん増やしていかなければいけないのに、茅ヶ崎の現状はそれに反するものであると強く思う。もしも現在の建ぺい率及び容積率を半分にして、さらに庭木などの緑に対して減税処置（例えば固定資産税などの減免など）を行えば、緑あふれる住環境豊かな町になっていくと思う。

(市の考え方)

現在、敷地面積の最低限度の指定を検討しており、これを指定することにより、敷地の分割を抑制し、緑の減少防止にも一定の効果があると考えております。

建ぺい率・容積率の強化につきましては、既存の建築物が同規模での再建築ができなくなる等、財産権の観点からも慎重に検討しなければならないと考えております。

民有地緑化の施策としては、引っ越し等により不要となった庭木等を市が引き取り、必要とする市民の方が再利用できる「グリーンバンク制度」や、家屋を新築した方に樹木を配布する「記念樹配布事業」を平成21年度から開始しております。

また、みどりの保全の施策として、保存樹林、保存樹木制度などがあり、維持管理費を助成することで、みどりを保全しております。

なお、お住まいの地区の皆様が今の都市計画の制限では不足であるとお考えの場合は、地区独自の制限を設定できる地区計画や建築協定等の手法の活用をご検討いただければと考えております。

(ご意見No.16)

建築基準条例案に直接関係するものかどうかはわかりませんが、「市街化調整区域への日影規制などの問題」についての記述がありましたので、少々意見を述べたいと思います。

私が暮らす堤地区は、市街化調整区域であり、無秩序に市街化がなされないよう、抑制するために指定された区域であると認識しております。

またその関係で、建物の建築基準に制限がなされているはずですが、その点を踏まえ、最近、気になっていることがあります。

それは「建築資材置き場」がこの数年で著しく増えているということです。資材置き場は「置き場」ですから、建築物ではないとわかっていますが、土地利用認可の問題として、考えていただきたいのです。

朝起きて、東側の窓を開けると一面に木材やら鉄骨資材が目飛び込んできます。ひどい場合には、ゴミやら廃棄資材、時には便器などが転がったまま放置され、カラスがゴミにたかっている時もありました。

また、散歩する道中には、雑木林が切り開かれたと思ったら、また「資材置き場」です。こうしたものが必要なのは、よくわかります。ただ増え方が顕著であると同時に、周りの住民に対する配慮も必要だと思うのです。

土地利用に関しておそらく茅ヶ崎市に届けがなされているでしょうが、ただ単に建物ではないから許可するというのではなく、景観や騒音等も含めて、周囲

に配慮した土地利用者へのルールづくりが必要なのではないのでしょうか。
長くなってしまいましたが、ご検討いただければ幸いです。

(市の考え方)

現在、策定中であります「土地利用基本条例」の中で、一定規模以上の土地利用については、事業者等が予め届出を行いその内容を市民の皆様へ公表するとともに、本市土地利用に係る施策・計画等との整合を図り、必要な助言又は指導をしていくものと考えています。

(ご意見No.17)

特例か 市役所の職員関係住宅
セットバック・ブロックベイ、公道を私物化、これを見逃している。
それはそれ、これはこれと苦しい言いのがれをしている。
ブロックベイ1.5mの高さ(一般人)ブロックベイ2mを超える(市役所・議員の関係者介在で今日はあなたの家について訪問したなど目先の住民についてクレーム免除、公平に扱ってくれと云うものである。)

(市の考え方)

違法性のある物件に対しては、所有者の区別なく公平かつ適正な対応を行っております。

(ご意見No.18)

素案に対しての意見と違う不勉強ものですが、「遠くの大店舗より近くの安心店として」独居高齢者増、居住地広域を定め、最小限生活用品(食品?)店舗の設置方を自治会、住民にうながす指導をお願いします。

(ご意見No.19)

P16 山口県老人ホーム土砂水害参考例
谷間の空間地活用したため、人災的に被害にあったもの。山波(うまの背)の場所、約30m移動して建築されれば被害を防げたもの。市役所の判断が誤っている又経営者に対するいかりの声も。地元民(茅ヶ崎市へ入住している人材)から情報入手

(ご意見No.20)

※参考 風俗店改修について無断で店舗改装(経営者の責任行為)で火災も発生している現実面を考える事。

(市の考え方)

参考意見とさせていただきます。

○ パブリックコメントの実施に対するご意見 (2件)

(ご意見No.21)

まず苦情です。素案として頂いたパンフレット中、[参考資料] 神奈川県建築基準条例（16p以降）の本文に文字脱落が激しく読みづらいことです。行末付近の数文字が何十か所にもわたって抜けており、不適切です。何かの資料をコピー&ペーストしたためでしょうか、十分確認してから掲載してください。

（市の考え方）

大変申し訳ございませんでした。お意見のとおり、[参考資料] 神奈川県建築基準条例の条文に脱字がありました。速やかに訂正文を作成し、お詫び文を添えた訂正文書を未配布のパブリックコメントに添付するとともに、ホームページのデータを更新いたしました。

（ご意見No.22）

土地の埋立て等の規制に関する条例を含め、8月中に1度に4件のパブリックコメントを実施することに疑問を感じた。

（市の考え方）

市では、土地利用に関連する条例等の体系的な整備を行っており、今回の条例の制定や計画の改訂は、その一環として進めております。

土地利用に関連する条例等は、内容が多岐にわたるうえ、それぞれが密接かつ複雑に関連することから、出来る限り同時期にパブリックコメント手続きによる意見募集の機会を設け、より多くのご意見をお寄せいただくために実施いたしました。

○ 説明会の実施に関するご意見 （4件）

（ご意見No.23）

土地利用関連条例の説明会を開催のお知らせ広報8月15日号記事は見にくい、分かりにくいと思いました。

（市の考え方）

広報紙の記事については、細心の配慮をしているところでございますが、分かりにくい部分がありましたら、申し訳ございませんでした。

こうした課題を解消するため、平成22年10月1日発行号より、広報ちがさきの紙面構成をリニューアルし、見たい情報を見つけやすい紙面とします。

その中で、パブリックコメントに関する情報も専用の見出しに集約するとともに、表記の方法を統一し、掲載してまいります。

（ご意見No.24）

説明会は意見募集（パブコメ）開始前に実施すべき、説明会に市民の参加者が少ない。

（市の考え方）

パブリックコメントの実施に併せて行った説明会につきましては、新たに制定される条例の内容について、理解されにくい部分などを補足的に説明することを目的として開催したため、パブリックコメントの期間中に実施させていただきま

した。

また、説明会の開催に向けた周知につきましては、広報紙、ケーブルテレビはもとより、本条例に関係の深い団体の方に対してもお知らせをさせていただいております。

（ご意見No.25）

市長は、自治基本条例に関して「各課で取り組み各年度末にまとめて市民に公表意見を聞く」趣旨の発言している。そこで、今回も「わかりやすい市民への情報提供」「政策決定過程の市民参加のありかた」など、具体的に掲げ実施できなかったのでしょうか。説明会でもこの旨の質問もあったと思いますが十分な説明がなかったように思えた。

（ご意見No.26）

説明会は文章を読み上げるだけで具体的説明がなく説明会の意味がなかったように思える。

説明者から専門的知識が必要という旨の話がありましたが、そのような認識からでは意見募集（パブコメ）や説明会が必要ないと言っているように聞こえる。

（市の考え方）

市では、土地利用に関連する条例等の体系的な整備を行っており、今回の条例の制定や計画の改訂は、その一環として進めております。

土地利用に関連する条例等は、内容が多岐にわたるうえ、それぞれが密接かつ複雑に関連することから、出来る限り同時期にパブリックコメント手続きを実施しました。また、法令用語の多い条文をよりわかりやすく表現するため、図解を用いた内容の冊子とするとともに、冊子だけでは理解しにくい部分などを補足的に説明することを目的とした説明会を実施いたしました。頂いたご意見については、真摯に受け止め、今後の更なる取り組みの参考とさせていただきます。